

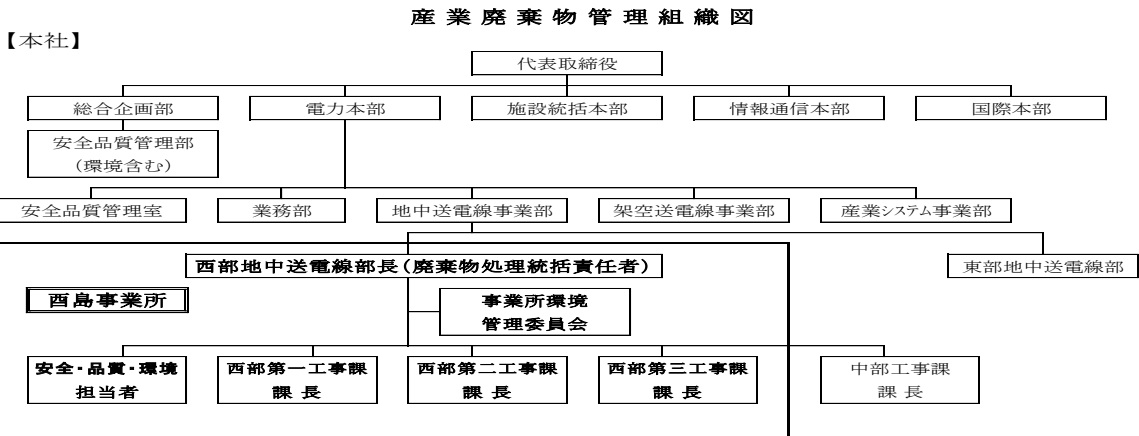
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 6 日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市此花区西島 5 丁目 5 番 2 3 号	
氏名 住友電設株式会社 西島事業所	
西部地中送電線部長 山口 裕史	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0 6 - 6 4 6 2 - 5 7 9 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪市 管轄内事業所
事業場の所在地	大阪市 管轄区域内
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0 8 設備工事業
②事業の規模	完工高 6, 3 2 1 百万円
③従業員数	1 1 8 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（第 7 面 参照）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	排 出 量	135.5 t	903.3 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 設計計画等の見直し ・ 躯体等の縮小化 ・ 梱包等の簡素化 ・ ロス率等の低減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	排 出 量	65.0 t	450.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 上記取組み強化の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 産業廃棄物の種類毎に細かな分別を指導
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 種類及び分別の指導強化と発生数量の抑制への取組み強化

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物	安定型建設系混合廃棄物
224.1 t	217.6 t	412.6 t	26.1 t

②計画

がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物	安定型建設系混合廃棄物
100.0 t	100.0 t	200.0 t	10.0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型建設系混合廃棄物	石綿含有建設混合廃棄物	廃プラスチック類	廃油
7.8 t	0.3 t	10.3 t	6.8 t

②計画

管理型建設系混合廃棄物	石綿含有建設混合廃棄物	廃プラスチック類	廃油
4.0 t	0.5 t	5.0 t	3.0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	ガラスくず等(陶磁器くず)	ガラスくず等(コンクリートくず)
0.8 t	0.1 t	0.2 t	0.4 t

②計画

金属くず	ガラスくず等	ガラスくず等(陶磁器くず)	ガラスくず等(コンクリートくず)
0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

照明機器 (HIDランプ)	照明機器 (蛍光灯)		
0.1 t	0.3 t	t	t

②計画

照明機器 (HIDランプ)	照明機器 (蛍光灯)		
0.0 t	0.5 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	※該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	※該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
※該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※該当なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	※該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	※該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
	全 処 理 委 託 量	135.5 t	903.3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	135.5 t	903.3 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	135.5 t	903.3 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる優良認定業者を 選定し、書面による契約を実施		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物	安定型建設系混合廃棄物
224.1 t	217.6 t	412.6 t	26.1 t
224.1 t	217.6 t	412.6 t	26.1 t
— t	217.6 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型建設系混合廃棄物	石綿含有建設混合廃棄物	廃プラスチック類	廃油
7.8 t	0.3 t	10.3 t	6.8 t
7.8 t	0.3 t	10.3 t	6.8 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

金属くず	ガラスくず等	ガラスくず等(陶磁器くず)	ガラスくず等(コンクリートくず)
0.8 t	0.1 t	0.2 t	0.4 t
0.8 t	0.1 t	0.2 t	0.4 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

照明機器 (HIDランプ)	照明機器 (蛍光灯)		
0.1 t	0.3 t	t	t
0.1 t	0.3 t	t	t
— t	— t	t	t
— t	— t	t	t
— t	— t	t	t

(第5面－2)

②計画

がれき類	建設汚泥	建設系混合廃棄物	安定型建設系混合廃棄物
100.0 t	100.0 t	200.0 t	10.0 t
100.0 t	100.0 t	200.0 t	10.0 t
— t	100.0 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第5面－3)

②計画

管理型建設系混合廃棄物	石綿含有建設混合廃棄物	廃プラスチック類	廃油
4.0 t	0.5 t	5.0 t	3.0 t
4.0 t	0.5 t	5.0 t	3.0 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

金属くず	ガラスくず等	ガラスくず等(陶磁器くず)	ガラスくず等(コンクリートくず)
0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.5 t
0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.5 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

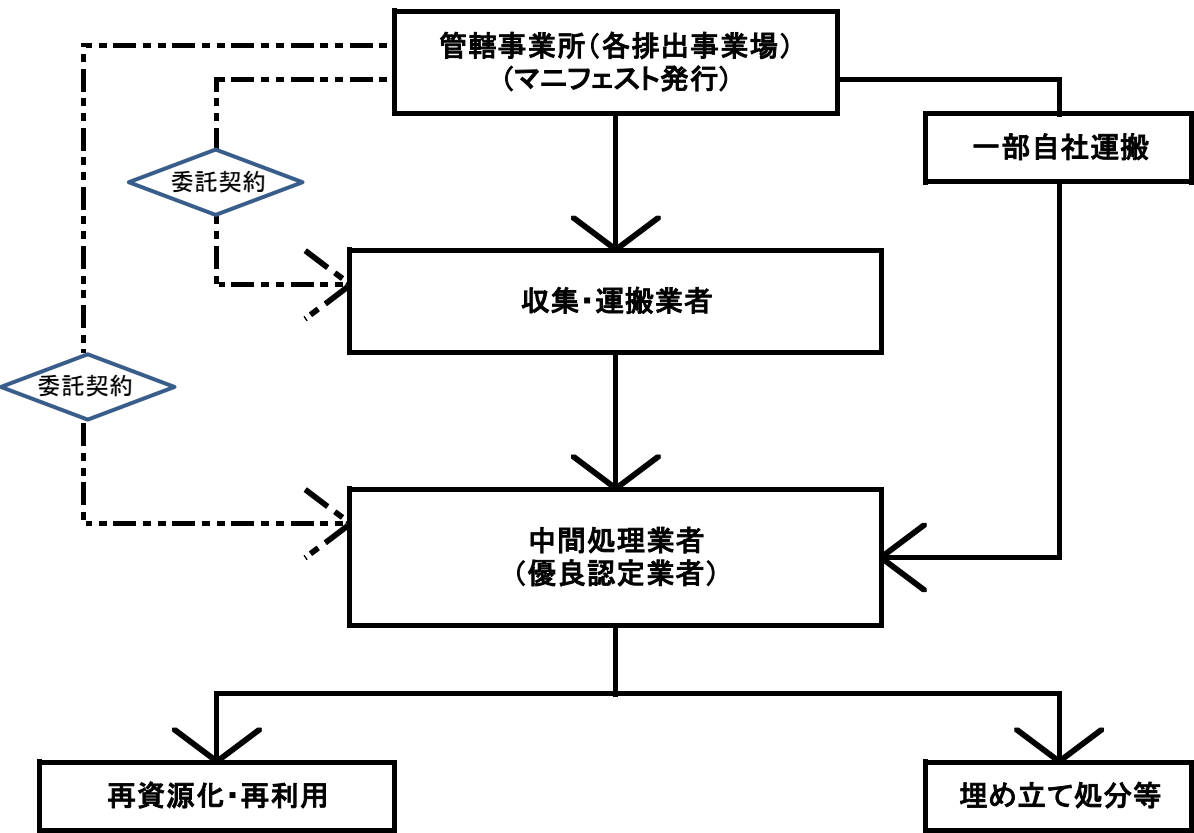
②計画

照明機器(HIDランプ)	照明機器(蛍光灯)		
0.0 t	0.5 t	t	t
0.0 t	0.5 t	t	t
— t	— t	t	t
— t	— t	t	t
— t	— t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



以上